

# 柏市緑の基本計画改定業務委託

## プロポーザル方式募集要領

令和7年

柏市公園緑地課

## 1 本業務などの目的, 概要

### (1) 目的

柏市は1954年（昭和29年）11月15日に誕生し、東京へ通勤する人々のベッドタウンとして、人口の増加とともにまちの成長を続けてきた。人口は、当面の間、増える傾向にあるが、これまでのような右肩上がりの人口動態や社会動態を前提としたまちづくりだけでは、近い将来、成長を続けることが困難となることが見込まれている。

このような背景の中、「“市民それぞれのウェルビーイングの実現”＝誰もが心も身体も満たされている状態の実現」、と今後、人口が増加すると見込まれる10年間において、「新しい価値の創造」＝新たなまちの成長を支える機能や価値を作り上げていくことにより、これまでのベッドタウン型の都市から、地域を牽引する魅力あふれる「“リーディングコアシティ”＝皆があこがれ、住みたい・住み続けたい、訪れたいと思うまち」への転換を目指している。

柏市のマスタープランである第6次総合計画では、将来像を「柏市に関わる一人ひとりが想いを実現できるまち」として、(1) 創造的なまち、(2) 居心地のよいまち、(3) 地域の個性が輝くまちの実現を掲げている。公園の分野においては、人の集まる魅力的な拠点づくりのため、「花や緑の豊かな生活を送ることのできるまち」を目指し、本市が持つ地域資源との連動性も考慮しながら、公園整備を進めることとしている。

以上を踏まえ、花や緑によって、更なる魅力あるまちづくりを進めていくため、市民にも分かりやすい、緑によるまちづくりの指針となる「緑の基本計画（以下「新計画」という。）」を策定するものである。また、新計画は、都市緑地法（以下「法」という。）第4条に規定される「緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画」に該当する計画である。

なお、柏市緑の基本計画（現計画）は、平成17年度に柏市と沼南町が合併したことを契機に平成21年6月に策定、令和2年3月に改定したものである。計画目標年度を令和7年度としている。本業務は、公園行政に関する高度な専門性が求められるだけでなく、都市緑地法運用指針に記載されるように、こども、農業、環境、防災や減災、健康、福祉、スポーツなどの各分野やパークマネジメント、インクルーシブ、生物多様性、レジリエンス、SDGsといった幅広い視点も必要となる。

このことから、受注者や業務を担当する者が、高度な専門性や経験を保有することが重要であり、価格競争である一般競争入札ではなく、より質の高い成果を求めるプロポーザル方式により実施するものである。

### (2) 業務概要

以下に掲げる業務項目を行う。なお、業務内容の詳細は、別紙「柏市緑の基本計画改定業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。なお、契約締結時の仕様書は、選定した優先交渉権者の企画提案内容を踏まえ、業務内容を調整する予定である。

### (3) 予定契約期間

契約日から令和9年3月31日（火）まで

#### (4) 予定金額（上限金額）

9,966,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 4,966,000円

令和8年度 5,000,000円（債務負担行為）

## 2 参加資格

### (1) 参加資格要件

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。なお、複数の入札参加資格者で構成される共同事業体で参加する場合は、すべての構成員が、次の要件を満たす必要があること。

ア 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。

エ 柏市建設工事請負業者など指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

オ 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

カ 社会保険への加入（加入の義務がない場合を除く。）や最低賃金の順守等、労働者の労働条件については、労働関係法令を遵守すること。

キ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）のうち造園部門かつ都市計画及び地方計画部門の登録があること。

ク 主任技術者は、次の(ア)から(エ)のいずれかの資格保有者とする。また共同企業体の場合は、いずれかの企業が保有すること。

(ア) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

(イ) 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）

(ウ) R C C M（都市及び地方計画）

(エ) R C C M（造園部門）

### 3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和7年7月 1日 (火)
参加意思表明書受付締切	令和7年7月14日 (月)
参加資格要件確認結果通知	令和7年7月17日 (木)
質疑書の締切	令和7年7月24日 (木)
質疑書に対する回答	令和7年7月29日 (火)
提案書などの提出締切	令和7年8月22日 (金)
プレゼンテーション審査 (予定)	令和7年9月 1日 (月)
プロポーザル方式結果通知	令和7年9月 5日 (金)
契約日 (予定)	令和7年9月19日 (金)

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

### 4 参加意思表明について

#### (1) 期限

##### ア 持参の場合

令和7年7月14日 (月) 午後5時まで

※ 受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 郵送の場合

令和7年7月14日 (月) 午後5時まで 必着

#### (2) 提出書類

##### ア 参加意思表明書（様式1）

##### イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

##### ウ 会社概要書（任意様式※）

※ 会社案内（パンフレット）による代替でも可とする。ただし、会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容の項目が記載されたものとする。

##### エ 配置技術者資格要件（様式3）

##### オ 社会保険及び労働保険並びに最低賃金法適用報告書（様式4）

##### カ 納税証明書等（納税証明書「その3」）

##### キ 建設コンサルタント登録証明書の写し

##### ク 共同企業体証明書（様式5）

複数の者が共同で応募する際は、本様式を提出するものとする。

ケ 共同企業体協定書（自由様式）

コ 使用印鑑届（自由様式）

サ 代理人届（自由様式）

シ 事前申請書（様式11）（希望する場合）

※ ク～サについては、複数の者が共同提案する場合に提出すること。なお、共同提案にあたって、ク～サの提出がない場合は、失格とする。

### (3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

以下の場所に持参すること

場所：千葉県柏市柏255番地（分庁舎1 3階 都市部公園緑地課）

イ 郵送の場合

以下の郵送先に郵送すること（必着）

※ 郵送先は、「〒277-8505千葉県柏市柏五丁目10番1号都市部公園緑地課」とする。

※ 郵送した場合は、その旨を事務局（04-7167-1148）へ連絡すること

### (4) 部数

各2部（正本1部 副本1部※）※副本は複写可

### (5) 参加資格の可否

提出書類により参加資格の確認を行い、令和7年7月17日（木）までに参加意思表明をした全ての者に対して、電子メールにより連絡する。

また、事前申請書の提出があった者に対し、電子メールにより資料を提供する。

## 5 質疑について

### (1) 質疑方法

ア 質疑書（様式6）を電子メールで事務局あてに送付すること。

イ メールの件名は【緑の基本計画プロポーザル（法人名）】とすること。

ウ 以下のメールアドレスに送付すること。

メールアドレス：koenryokuchi@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局（04-7167-1148）に連絡し、到着を確認すること。

オ 評価などに影響をおよぼすおそれがある内容（参加業者数・参加業者名・選定委員

など) についての質問は受け付けない。

カ 電話や窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

キ 質疑は、参加資格を満たす者に限る。

ク 質疑期間中においては質疑の回数に制限を設けない。

## (2) 質疑期間

令和7年7月17日(木)から令和7年7月24日(木)午後5時まで

## (3) 回答方法

令和7年7月29日(火)までに、参加資格を有する全ての者(辞退した者は除く)に対して質疑と回答の内容を電子メールで送信する。

## 6 参加意思表示書の提出後の辞退について

### (1) 期限

ア 持参の場合

令和7年7月30日(水)午後5時まで

※ 受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送の場合

令和7年7月30日(水)午後5時まで 必着

### (2) 提出書類

辞退届(様式7)

### (3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

以下の場所に持参すること

場所: 千葉県柏市柏255番地(分庁舎1 3階 都市部公園緑地課)

イ 郵送の場合

以下の郵送先に郵送すること(必着)

※ 郵送先は、「〒277-8505千葉県柏市柏五丁目10番1号都市部公園緑地課」とする。

※ 郵送した場合は、その旨を事務局(04-7167-1148)へ連絡すること

## 7 企画提案書の作成と提出

### (1) 企画提案の内容

本市から提供する参考資料(本要領15(4))も踏まえ、次に掲げる題目①~③に対し

て、提案内容を分かり易く具体的に記載すること。

なお、提案書は図や表などを用い可能な限り簡素化し、分かりやすくまとめること。

題目	
①現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏市の緑の行政に関して、全国各地の他自治体と比較して、その秀でていること、弱いところ等、現状分析等による考察を述べること。なお、行政課題（緑の保全・維持・増加、公園の魅力化、公園の管理・更新、若手職員の能力向上など）、市民視点、民間活力の視点も考慮すること。</li> </ul>
②計画の構成と業務の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書の第4条(1)～(4)の各々の項目に関して、具体的にどのように業務を進めるか、そのスケジュールや追加提案も含めて、提案すること。令和7年度、令和8年度の実施する内容を提案すること、なお、そのスケジュールは、見積書の内訳書と合致すること。</li> <li>・ 現計画の項目との違いを比較して、どう変更するのか、どう工夫するのか説明すること。</li> </ul> <p>現計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1章 緑の将来像と目標</li> <li>2章 緑の推進施策</li> <li>3章 緑の地域別構想</li> <li>4章 計画の推進に向けて</li> <li>5章 緑の現況</li> <li>6章 緑の評価と課題</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、本委託費に市民ワークショップの実施費用は見込んでいないが、現委託費の中で実施できる、市民意見の取り入れ方や関係団体へのヒアリングなどについて可能な範囲で提案すること。（行政との役割分担により実施する手法も可能）</li> </ul>
③業務体制に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の内容するアピールポイント（業務担当者及び主任技術者は自らプレゼンし、実績や本業務に関してすること）</li> </ul> <p>○業務担当者</p> <p>自らの経歴や直接担当した業務において行った独自の工夫などの実績に関するアピールを行うこと、また、</p>

	<p>本業務に関して、その保有する専門性や実績をどう活かすか、その考えを述べること。</p> <p>○主任技術者 自らの経歴や実績のアピールを行うこと、また本業務にその専門性を活かしてどのように関わるか、業務のステージ毎の役割について述べること。</p> <p>○その他 その他に、本業務に関わる協力者など、社としてどのような体制を組んで、取り組むのか、考えを述べること。</p>
--	--

## (2) 提出書類

パワーポイント等により作成した以下のア～キの項目を記した企画提案書等を必要部数提出すること。

### ●企画提案書（表紙のみ様式8）

- ア 提案①に関する内容
- イ 提案②に関する内容
- ウ 提案③に関する内容

### ●その他

- エ 業務の実施体制（様式9）
- オ 配置予定者（様式10）
- カ 参考見積書及び内訳書（自由様式）

※ ア～カの順序でインデックスを付け、A4フラットファイルで提出すること。

※ フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

※ カは、本要領1(4)に記載の予定金額（上限金額）を越えないこと。参考見積額は税抜きとして、内訳書は仕様書第4条に示す項目別の内訳書とし、令和7年度と令和8年度の内訳も区分して提出すること。

## (3) 部数

計6部（正本1部 副本5部※）※副本は複写可

## (4) 期限

- ア 持参の場合

令和7年8月22日（金）午後5時まで

※ 受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送の場合

令和7年8月22日(金)午後5時まで必着

**(5) 提出先及び提出方法**

ア 持参の場合

以下の場所に持参すること。

場所：千葉県柏市柏255番地(分庁舎1 3階 都市部公園緑地課)

イ 郵送の場合

以下の郵送先に郵送すること(必着)

※ 郵送先は、「〒277-8505千葉県柏市柏五丁目10番1号都市部公園緑地課」とする。

※ 郵送した場合は、その旨を事務局(04-7167-1148)へ連絡すること。

**(6) その他**

ア 参加意思表明書を提出後、提出期限までに提案書などの提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

**8 プレゼンテーション**

**(1) 予定日**

令和7年9月1日(月)

上記日程は、予定であり、参加意思表明書の提出があった者に対して、別途日時を連絡するものとする。

**(2) 場所**

参加意思表明書の提出があった者に対して、別途連絡するものとする。

**(3) 実施時間**

50分以内とする。

※ 目安：説明20分+質疑30分以内、セッティングに係る時間は説明時間に含む。

※ 時間については、提案者数によって変更する場合がある。

**(4) 人数**

本業務を担当する責任者(担当者)を含め5名以内とする。

**(5) 貸出物品**

机・椅子・プロジェクター・スクリーン・パソコン・延長コードとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

## (6) その他

ア プレゼンテーションは、提出書類のほか、パワーポイント投影による説明も可能とする。その際は、事前に事務局にパワーポイントデータを提出すること。なお、パワーポイント形式は 16:9 とする。

イ プレゼンテーションは、非公開で行う予定である。

ウ 説明は主に担当技術者が実施するものとする。

エ プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めないものとする。

## 9 審査基準

### (1) 審査項目, 配点

審査項目	掛率	評価点
企画提案内容に対する評価		90
<b>題目に関する提案</b>		90
①現状分析	5	25
②計画の構成と業務の進め方	7	35
③業務体制に関する内容	6	30
経済性に対する評価		10
<b>経済性（見積価格）</b>	2	10
<b>配点の合計</b>		100

## (2) 審査員の配点区分

配点区分	評価内容
5	提案内容がかなり優れている
4	提案内容が優れている
3	提案内容がやや優れている
2	提案内容が普通
1	提案内容が劣っている

## 10 審査方法及び選定方法

### (1) 審査方法

最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市緑の基本計画改定業務委託）における、書類審査及びプレゼンテーション審査によるものとする。

### (2) 選定方法

ア 各審査員はそれぞれが項目ごとに評価を行い、その合計が最も高い提案者を1者選定する。なお、点数は、項目ごとに5点満点で評価を行い、掛率を乗じて、評価点を算出する。

イ 各審査員から多く選定された提案者を優先交渉権者（契約候補者）に選定する。なお、各委員それぞれから選定された最も高い提案者が同数となった場合には、各委員の協議によって優先交渉権者を決定し、次点者を次点交渉権者に選定する。

ウ 審査の結果、企画提案の評価点が委員の一人でも36点に満たない提案者は、優先交渉権者として選定しない。

## 11 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し、書面にて通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

## 12 結果公表

プロポーザル方式結果は、市ホームページに公表する。

## 13 契約手続

ア 最優秀提案者を契約候補者として特定し、当該者の提案内容を踏まえた仕様書を確定した後、提案金額の範囲内で契約する。

イ 契約候補者が契約を履行できる見込みがないと市が判断した場合は、契約を締結しないことがある。その場合、契約候補者は損害賠償請求をしないものとする。

ウ 最優秀提案者と契約を締結できない場合は、次順位の提案者（第二優先交渉権者）

と交渉を行う場合がある。

エ 契約は、日本国通貨で行うものとする。

## 1.4 事務局

### (1) 担当部署

柏市都市部公園緑地課 担当 高橋，佐久川，小川，菅原

### (2) 事務局連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏255番地（分庁舎1）

公園緑地課 04-7167-1148（直通）

koenryokuchi@city.kashiwa.chiba.jp

※ 郵送先は、「〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 都市部公園緑地課」とする。

## 1.5 その他

### (1) プロポーザル応募にあたって

ア 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式における審査及びその説明を目的に、その写しを作成し、使用するものとする。

ウ 提出された書類に関して、開示請求があった場合は、公表することがある。なお公表する場合は、提出された企画提案書の写しを作成し使用することが出来るものとする。

エ 提出した書類の訂正・差し替えは認めない。なお、提出書類を外国語で作成する際、通貨単位は円、言語は日本語にて翻訳したものを添付すること。

オ 辞退をした場合も今後の入札などにおいて不利な扱いをすることはしない。

カ 受注者は、主たる業務を第三者に再委託してはならない。

### (2) 失格について

参加資格に定めるもののほか、次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

(ア) 参加意思表明書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 予定金額（上限金額）を超えた見積書を提出した場合

(エ) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

(オ) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

### (3) 最優秀提案者の選定にあたって

参加業者が1者のみであった場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査

を実施する。ただし、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者として選定しないことがある。

#### **(4) 提供する資料について**

プロポーザルへの参加にあたって、参加意思を表明した者で、希望する者に対して、下記の資料を提供する。提供する資料は、あくまで参考資料である。

- ・公園緑地の推移と現況
- ・小規模公園の分析（令和3年度）
- ・みんなの遊び場設置に対する考え（令和4年度）
- ・公園利用実態調査（令和5年度アンケート調査）
- ・柏市域における人流調査等に関する共同研究（令和5年度東京理科大）